

奥州市工業団地

「広表工業団地」

販売要領



令和8年1月
奥州市商工観光部企業立地課
工業団地整備推進室

目 次

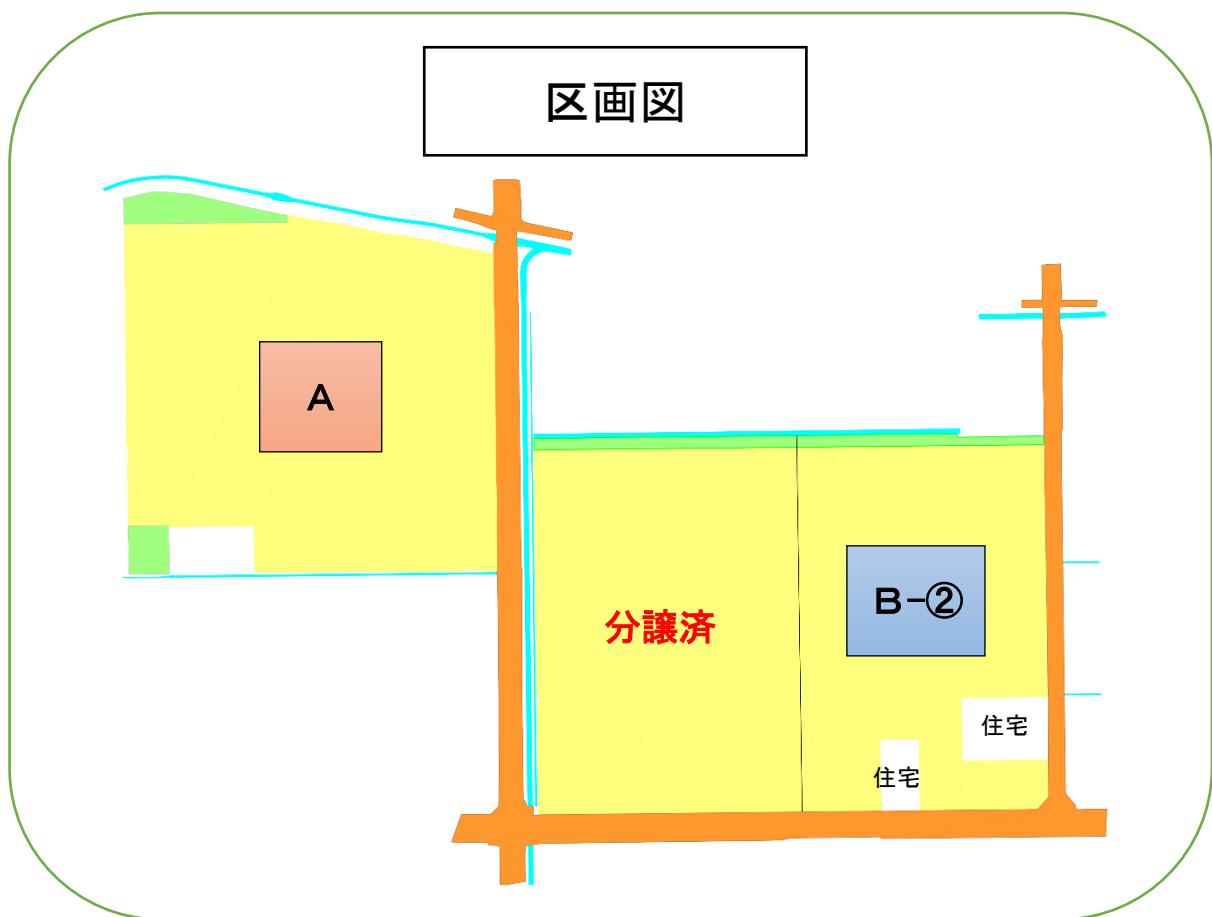
1 団地概要	· · · · ·	P 1
2 分譲面積、価格	· · · · ·	P 2
3 応募資格	· · · · ·	P 2
4 申し込み	· · · · ·	P 3
5 分譲企業の決定方法	· · · · ·	P 4
6 立地協定及び契約の締結等	· · · · ·	P 5
7 分譲スケジュール	· · · · ·	P 6

奥州市工業団地「広表工業団地」

奥州市は東北自動車道沿いに位置し、当市を含め近隣には大手半導体、自動車関連産業の集積が進んでいます。こうした立地的優位性を活かし、若者の雇用の場の確保と定住の促進のため、現在事業を進めている奥州市工業団地「広表工業団地」を販売します。

1 団地概要

団地名	広表工業団地	
事業主体	奥州市	
所在地	奥州市胆沢南都田字広表、京徳田地内	
開発面積	約5.60ha (約56,000m ²)	
分譲面積	約5.60ha (約56,000m ²)	
分譲時期	令和8年1月より随時分譲	
制限等	都市計画区域	都市計画区域外
	指定地域	農村産業法、地域未来投資促進法による工場立地特例対象区域、工場立地法による工場適地
	建蔽率	—
	容積率	—
	緑地率	緑地面積率 5% 環境施設面積率 10% (緑地含み)
用水	上水道	
排水	企業内処理のうえ、土地改良区排水路に排水	
電力	普通高圧6,600V	
交通アクセス	東北自動車道「水沢IC」まで約6km 東北自動車道「奥州スマートIC」まで約4km JR東北新幹線「水沢江刺駅」まで約9km JR東北本線「水沢駅」まで約5km	



2 分譲面積、価格

区画	分譲面積	単価（円/m ² ）	分譲価格	地番
A	22,917.68 m ²	15,000 円	343,765,000 円	京徳田 14 番 1
B-②	15,058.98 m ²	15,000 円	225,884,000 円	広表 128 番 1 京徳田 35 番 4

※ 天災地変又は予見できない事由等により引き渡しの遅延が生じた場合、奥州市は損害賠償責任を負わないものとします。

3 応募資格

(1) 次のいずれかの施設を設置しようとする企業等

対象企業	製造業、卸売業、道路貨物運送業、梱包業、倉庫業等
------	--------------------------

(2) 次の要件をすべて備えている企業等

- ①新たな地元雇用を創出し、地域の経済発展に資する者。
- ②土地売買契約締結の日から3年以内に操業を開始できる者。

※施設等の建設設計画が期別に分割されるものである場合は、この限りではありません。

- ③事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に支払うことができる者。
- ④施設の操業に当たって周辺に公害を及ぼす恐れがないよう必要な防止策を整備できる者。また、周辺地域住民との調和・共生に努められる者。
- ⑤直近1年間に国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。
- ⑥奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 申し込み

（1）提出書類

- ①奥州市工業団地「広表工業団地」分譲申込書（様式第1号）
- ②定款（原本証明添付）
- ③現在事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）
- ④法人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
- ⑤直近3年の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- ⑥直近1年間に国税、都道府県税、市町村税の滞納がない旨の証明書
- ⑦暴力団及び暴力団員等に該当しない旨の誓約書（様式第2号）
- ⑧会社概要及び製品等の説明書
- ⑨立地レイアウト図（縮尺：200分の1から600分の1程度）
- ⑩その他立地計画がわかるもの
- ⑪その他市長が必要と認める書類

（2）提出部数

2部（原本1部及び写し1部の提出をお願いします。）

（3）提出方法

持参又は郵送

【提出先】岩手県奥州市商工観光部企業立地課工業団地整備推進室
〒023-1192 岩手県奥州市江刺大通り1番8号

（4）受付期間

随时受付（※募集区画が埋まり次第終了）

※申し込む際は、必ず事前にご相談ください。

（5）受付時間

月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日等を除く）

（6）書類提出上の注意

- ①提出された書類は、原則として返却しません。
- ②提出書類等の作成に係る一切の費用は、応募者側の負担とします。
- ③提出書類の作成等に当たり、不明な点は工業団地整備推進室までメールにてお問い合わせください。

5 分譲企業の決定方法

(1) 決定方法

- ①受付書類提出順に隨時審査を実施します。
- ②雇用創出や地域貢献などの観点から立地計画内容を審査し分譲企業を決定します。
- ③審査結果については、別途書面で通知します。

※選定の経過等に関する問い合わせ及び異議等には一切応じません。

(2) 主な審査内容

審査事項	主な審査内容、評価の視点
経営内容の安定性及び発展性と事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">①業績<ul style="list-style-type: none">・損益の状況②財務状況<ul style="list-style-type: none">・財務状況の安定性③事業計画の内容・妥当性<ul style="list-style-type: none">・資金計画、事業内容の発展性
地域経済への波及効果	<ul style="list-style-type: none">④経済波及効果<ul style="list-style-type: none">・市内事業者への受発注の見込みはあるか
地元雇用と雇用創出	<ul style="list-style-type: none">⑤地元を含めた多様な雇用の創出<ul style="list-style-type: none">・新規雇用者数、市内からの雇用見込みはあるか・将来的な雇用創出
周辺環境との調和と地域社会貢献の取組	<ul style="list-style-type: none">⑥環境に影響を与える物質の使用<ul style="list-style-type: none">・公害発生のリスクはないか⑦地域貢献への取組（実施中を含む）<ul style="list-style-type: none">・市内活動への参加や地域住民との交流を図れるか
技術革新の進展、新産業の創出等付加価値の高さ	<ul style="list-style-type: none">⑧付加価値の高い事業の期待値<ul style="list-style-type: none">・技術革新の進展、新産業の創出等付加価値の高い事業が期待できるか
本市の特性及び産業振興施策との整合性	<ul style="list-style-type: none">⑨本市の施策の関係性
その他の取組等	<ul style="list-style-type: none">⑩その他立地にあたっての特記事項

(3) 分譲決定後の公表

分譲決定後、報道発表や市HP等で企業概要等を公表させていただく場合があります。

(4) その他

- ①市が必要と認めた書類について、追加提出をお願いする場合があります。

②経済情勢その他特殊事情により辞退する場合は、仮契約までに書面で届出する必要があります。

6 立地協定及び契約の締結等

(1) 立地協定の締結

①分譲が決定した企業は、市と立地協定、公害防止協定、建築物及び環境保全に関する協定を締結していただきます。

②締結時期については、別途協議して決定します。

(2) 土地売買契約の締結等

①市が指定する期日までに、土地売買契約（議会の議決が必要な場合は土地売買仮契約）を締結します。

②仮契約時に、契約保証金（土地売買代金の5%程度）を納入いただきます。

③本契約の締結後、市が指定する期日までに土地売買代金（契約保証金を除く）を納入していただきます。

④本契約の締結に伴う諸経費は、譲受人負担となります。

(3) 所有权の移転等

①土地の所有権移転日は、土地売買契約の売買代金を完納した日とします。

②所有権移転登記については、土地売買代金の完納後、市が嘱託します。

③登記に必要な登録免許税その他の費用は、譲受人の負担となります。

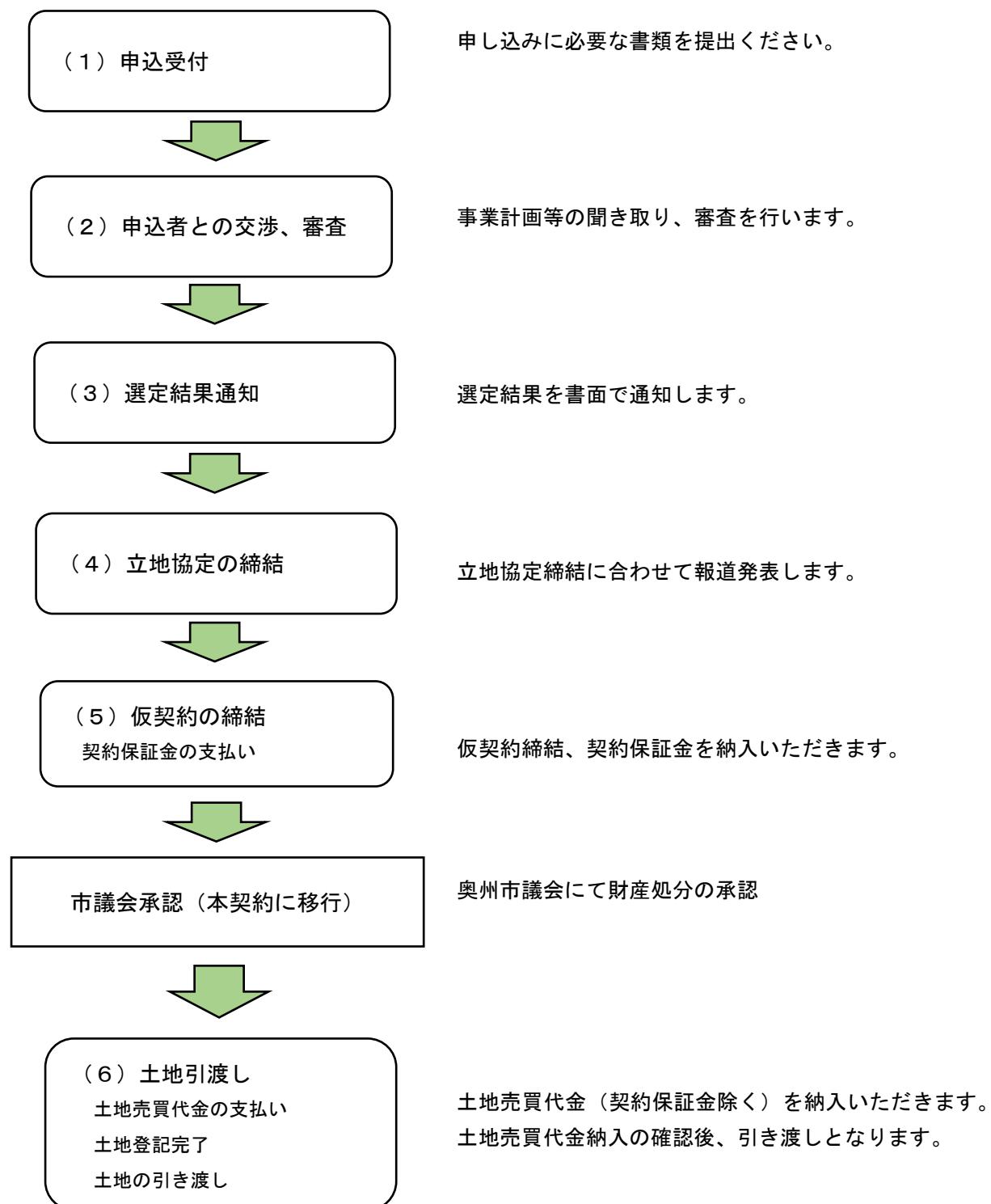
(4) 契約の解除

①土地売買契約締結後10年を経過する日までの間に、次のいずれかに該当したときは、市は土地売買契約を解除することができます。

- ・分譲の申込み又は土地売買契約締結に当たり、虚偽その他不正の行為があったとき。
- ・本契約に違反したとき。
- ・法人たる譲渡企業が解散したとき。
- ・分譲区画の目的外使用及び転売等の制限に違反したとき。
- ・仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立をうけたとき。
- ・公害の防止に必要な措置を講じなかったとき。

②土地売買契約を解除したときは、市は当該区画の買戻しができるものとします。その場合、違約金として売買代金の20%相当額を徴収します。また、市の指定する期日までに、自己の負担において分譲区画を原状に回復して返還するものとします。市が代わりに原状復帰した場合は、費用を請求できるものとします。

7 分譲スケジュール



【お問い合わせ先】

〒023-1192

岩手県奥州市江刺大通り1番8号

奥州市商工観光部企業立地課工業団地整備推進室（江刺総合支所5階）

電話 0197-35-2111（内線2503）

FAX 0197-35-7551

メール kougyoudanchi@city.oshu.iwate.jp